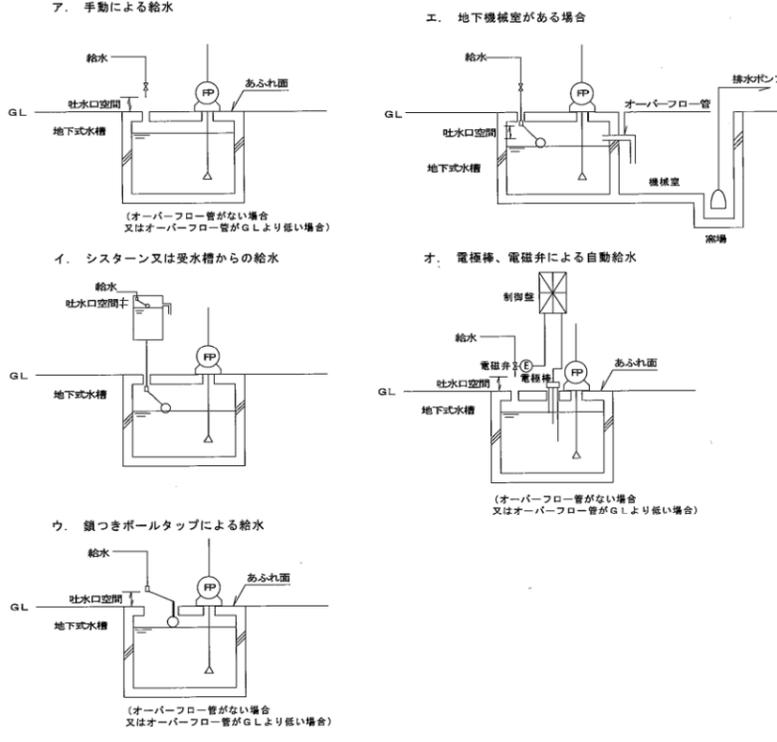


旧	新
<p>(2頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 給水装置工事の種類</p> <p>給水装置工事の種類は、工事の内容によって次のとおり分類される。</p> <p>(1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事</p> <p>(2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、分岐位置変更など、給水装置の原形を替える工事。なお、これらの改造工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行している工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替え若しくは布設替え等を行う工事のほか、メーター位置変更工事等がある。</p> <p>(3) 増設工事 給水栓を増加する工事</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(2頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 給水装置工事の種類</p> <p>給水装置工事の種類は、工事の内容によって次のとおり分類される。</p> <p>(1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事</p> <p>(2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、分岐位置変更など、給水装置の原形を替える工事。なお、これらの改造工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行している工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替え若しくは布設替え等を行う工事のほか、メーター位置変更工事等がある。</p> <p>(3) 増設工事 給水栓を増加する工事</p> <p>※給水管の口径、管種など給水装置の原形を変えずに給水器具を増やす工事</p> <p>(例) 瞬間湯沸かし器取り付け</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(37頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>④ 地下式消火水槽等に給水する場合は、落とし込み（バルブにより手動で給水）とすること。ただし、吐水口空間を確保することにより、ボールタップ等で給水することができる構造であると管理者が認める場合はこの限りでない。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(37頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>④ 地下式消火水槽等に給水する場合は、給水方法について消防と協議を行うこと。</p> <p>給水方法については、原則落とし込み（バルブにより手動で給水）とすること。ただし、吐水口空間を確保することにより、ボールタップ等で給水することができる構造であると管理者が認める場合はこの限りでない。図2-16 消火水槽給水例参照</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(頁無し)</p>	<p>(38頁)</p>  <p>図2-16 消火水槽給水例</p> <p>～次項省略～</p>

～前項省略～

1. 表示記号

図面を作成するときに使用する表示記号は、次の表2-15から表2-20までを使用すること。

表2-15 管種の表示記号

Table with 3 columns: Pipe Type, Representation Code, and Abbreviation. Rows include: 硬質塩化ビニル管 (VP (V)), 硬質塩化ビニルライニング管 (SGP-VA (VL)), ポリエチレン管 (PP (P)), 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP (H)), 銅管 (CP (C)), 配水用ポリエチレン管 (HPPE (PE)), 鉛管 (LP (L)), ダクタイル鋳鉄管 (DIP), ダクタイル鋳鉄管(内面珪樹脂脂粉体塗装) (DIPF), 鋳鉄管 (CIP), 石綿セメント管 (ACP), ステンレス鋼管 (SUS), ダクタイル鋳鉄管GX形 (GDF).

(注) 給水管の場合は()内の表示も可。

表2-16 口径の表示記号

Table with 2 columns: Diameter (mm) and Representation Code. Rows: 50以下 (-----), 75 (-----), 100 (-----), 150 (-----), 200 (-----), 300 (-----).

(注) この表は既設の配水管のみ表示している。

表2-17 各給水管の表示記号と色分け

Table with 3 columns: Water Pipe Type, Representation Code, and Color. Rows: 新設給水管(直結方式) (Red line, 赤), 貯水槽方式 (貯水槽～ポンプ又は高架水槽: Green line, 緑; ポンプ又は高架水槽以降: Orange line, オレンジ), 既設給水管 (Black line, 黒), 撤去給水管 (Red line with X, 撤去記号 赤), 無届給水管 (Red dashed line, 赤点線), 井水・再生水 (Blue line, 青).

～次項省略～

～前項省略～

(1) 耐圧

①ダクタイル鋳鉄管の場合

Table with 5 columns: Work Type, Category, Test Item, Management Standard, and Remarks. Content: 配管 耐圧 水圧試験. Management Standard: 試験(測定)の基準, 品質規格. Test Item: 試験(測定)の基準. Management Standard: 試験水圧 0.7 MPa～0.75 MPa, 管内注入量 試験時間 0%～10%未満 30分間, 10%～180%未満 60分間, 180%～360%未満 90分間, 360%～500%未満 120分間, 500%以上 120分間以上. Remarks: * 管内注入量は、0.2 MPaから試験水圧までの加圧時に管内に入った水量をいう。 * 試験器具は原則として局が用意する自記録水圧測定器を用いる。

～次項省略～

～前項省略～

1. 表示記号

図面を作成するときに使用する表示記号は、次の表2-15から表2-20までを使用すること。

表2-15 管種の表示記号

Table with 3 columns: Pipe Type, Representation Code, and Abbreviation. Rows include: 硬質塩化ビニル管 (VP (V)), 硬質塩化ビニルライニング管 (SGP-VA (VL)), ポリエチレン管 (PP (P)), 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP (H)), ポリブデン管 (PBP), 配水用ポリエチレン管 (HPPE (PE)), 鉛管 (LP (L)), ダクタイル鋳鉄管 (DIP), ダクタイル鋳鉄管(内面珪樹脂脂粉体塗装) (DIPF), 鋳鉄管 (CIP), 石綿セメント管 (ACP), ステンレス鋼管 (SUS), ダクタイル鋳鉄管GX形 (GDF).

(注) 給水管の場合は()内の表示も可。

表2-16 口径の表示記号

Table with 2 columns: Diameter (mm) and Representation Code. Rows: 50以下 (-----), 75 (-----), 100 (-----), 150 (-----), 200 (-----), 300 (-----).

(注) この表は既設の配水管のみ表示している。

表2-17 各給水管の表示記号と色分け

Table with 3 columns: Water Pipe Type, Representation Code, and Color. Rows: 新設給水管(直結方式) (Red line, 赤), 貯水槽方式 (貯水槽～ポンプ又は高架水槽: Green line, 緑; ポンプ又は高架水槽以降: Orange line, オレンジ), 既設給水管 (Black line, 黒), 撤去給水管 (Red line with X, 撤去記号 赤), 無届給水管 (Red dashed line, 赤点線), 井水・再生水 (Blue line, 青), 接合替保留復活管 (Green line, 緑).

～次項省略～

～前項省略～

(1) 耐圧

①ダクタイル鋳鉄管の場合

Table with 5 columns: Work Type, Category, Test Item, Management Standard, and Remarks. Content: 配管 耐圧 水圧試験. Management Standard: 試験(測定)の基準, 品質規格. Test Item: 試験(測定)の基準. Management Standard: 自記録圧力計により試験水圧が一定時間以上保持されていることを確認する。試験時間は0.2 MPaから0.7MPaまで加圧するのに要した水量を基に下表より求める。 Table with 3 columns: Test Water Pressure, Inlet Volume (Liters), Test Time (min). Rows: 0.70MPa (10未満, 30), 以上 (10～180, 60), 0.75 MPa (180～360, 90), 以下 (360～, 120). Remarks: * 試験器具は原則として局が用意する自記録水圧測定器を用いる。

～次項省略～

～前項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

工種	種別	試験(測定)種目	管理基準	備考								
			試験(測定)の基準									
			品質規格									
配管	試験	水圧試験	施工区間毎(監督員が視認する範囲を除く) ① 最後の融着継手接合終了後、下表記載の時間が経過するまで放置する。 <table border="1"> <tr> <td>呼び径 (mm)</td> <td>放置時間 (分)</td> </tr> <tr> <td>φ 50～75</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>φ 100</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ 150</td> <td>45</td> </tr> </table> ② ①放置後、0.75MPa まで加圧し、5 分間放置した後に 0.75MPa まで再加圧する。 ③ ②後 0.50MPa 以下まで減圧し、1 時間放置する。 ④ ③後 0.40MPa 以上を確認する。 ※水圧試験は、自記録圧力計により水圧試験の開始から終了までを記録すること。	呼び径 (mm)	放置時間 (分)	φ 50～75	20	φ 100	30	φ 150	45	試験結果を報告 ソフトシール弁または栓・帽で締め切られた場合 ダクタイル鋳鉄管が混在する区間においても適用する
呼び径 (mm)	放置時間 (分)											
φ 50～75	20											
φ 100	30											
φ 150	45											

(2) 施工状況・出来形管理写真

工種	区分	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考
給水管工事	出来形	給水管分岐工	穿孔切屑排出状況	施工中	施工箇所毎	※お客様名及びお客様番号を記載する。 ※布設工は官民境界部の土被りを撮影する。 (注1) メーター二次側の鉛管取替の場合は、新設の配管状況と共に撮影する。 また、メーター一次側の撤去状況は、別工種と共に撮影してもよい。
			仕上り状況(土被り)	施工後		
			コア挿入状況	施工前		
		給水管布設工	布設状況(土被り)	施工後		
		止水栓(メーター)まわり	配管状況	施工後(メーターボックス設置の前後)		
			逆止弁付パッキン設置状況	施工前		
		給水管撤去(メーター二次側の鉛管取替含む)	撤去状況(注1)(管種、口径、延長)	施工後		
		メーター移設工	配管状況			

～次項省略～

～前項省略～

(8) 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。
 配水管等に穿孔する場合は、配水管等に施されている内面ライニング材、内面塗膜等の剥離に注意するとともに、鋳鉄管からサドル付分水栓での穿孔箇所にはその防食のためにコア(銅製)を装着すること。

～次項省略～

～前項省略～

④ 穿孔部の防錆をより確実なものにすることを目的として、密着コアを使用すること。また、装着する密着型コアが、コア挿入機の挿入棒に対応したものであるかを確認すること。

※ モルタルライニング管用ドリルは先端角が 118°、ねじれ角が 0° となっており、従来のモルタル管用ドリルで粉体管を穿孔すると、「塗膜の貫通不良」「塗膜の欠け」といった現象が発生し易くなるため、使用しない。

※ 磨耗したドリルの使用は認めない。

～次項省略～

～前項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

工種	種別	試験(測定)種目	管理基準	備考								
			試験(測定)の基準									
			品質規格									
配管	試験	水圧試験	施工区間毎(検査員が視認する範囲を除く) ① 最後の融着継手接合終了後、下表記載の時間が経過するまで冷却する。 <table border="1"> <tr> <td>呼び径 (mm)</td> <td>放置時間 (分)</td> </tr> <tr> <td>φ 50～75</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>φ 100</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ 150</td> <td>45</td> </tr> </table> ② ①放置後、0.75MPa まで加圧し、5 分間放置した後に 0.75MPa まで再加圧する。 ③ ②後 0.50MPa 以下まで減圧し、1 時間放置する。 ④ ③後 0.40MPa 以上を確認する。 ※水圧試験は、自記録圧力計により水圧試験の開始から終了までを記録すること。	呼び径 (mm)	放置時間 (分)	φ 50～75	20	φ 100	30	φ 150	45	試験結果を報告 ソフトシール弁または栓・帽で締め切られた場合 ダクタイル鋳鉄管が混在する区間においても適用する
呼び径 (mm)	放置時間 (分)											
φ 50～75	20											
φ 100	30											
φ 150	45											

(2) 施工状況・出来形管理写真

工種	区分	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考
給水管工事	出来形	給水管分岐工	穿孔切屑排出状況	施工中	施工箇所毎	※お客様名及びお客様番号を記載する。 ※布設工は官民境界部の土被りを撮影する。 (注1) メーター二次側の鉛管取替の場合は、新設の配管状況と共に撮影する。 また、メーター一次側の撤去状況は、別工種と共に撮影してもよい。
			仕上り状況(土被り、ポリエチレンスリーブ復元)	施工後		
			コア挿入状況(VP, HPPEは不要)	施工前		
		給水管布設工	布設状況(土被り)	施工後		
		止水栓(メーター)まわり	配管状況	施工後(メーターボックス設置の前後)		
			逆止弁付パッキン設置状況	施工前		
		給水管撤去(メーター二次側の鉛管取替含む)	撤去状況(注1)(管種、口径、延長)	施工後		
		メーター移設工	配管状況			

～次項省略～

～前項省略～

(8) 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。
 配水管等に穿孔する場合は、配水管等に施されている内面ライニング材、内面塗膜等の剥離に注意するとともに、鋳鉄管からサドル付分水栓での穿孔箇所にはその防食のためにコアを装着すること。

～次項省略～

～前項省略～

④ 穿孔部の防錆をより確実なものにすることを目的として、密着コアを使用すること。また、装着する密着型コアが、コア挿入機の挿入棒に対応したものであるかを確認すること。

⑤ 不断水T字管を設置するときは、粉体塗装管に対応できるインサートコアを使用すること。

※ モルタルライニング管用ドリルは先端角が 118°、ねじれ角が 0° となっており、従来のモルタル管用ドリルで粉体管を穿孔すると、「塗膜の貫通不良」「塗膜の欠け」といった現象が発生し易くなるため、使用しない。

※ 磨耗したドリルの使用は認めない。

～次項省略～

(68頁)

～前項省略～

(5) 配水用ポリエチレン管からの分岐

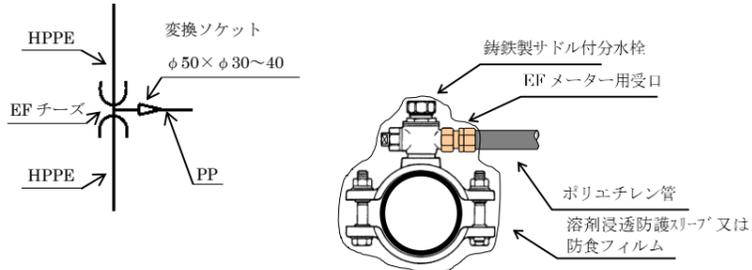
- ① φ50 mm × 分岐φ30～40 mm (分岐方法 F)
- ② φ50～150 mm × 分岐φ20～50 mm (分岐方法 B)

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。



～次項省略～

(69頁)

～前項省略～

(5) 配水用ポリエチレン管からの分岐

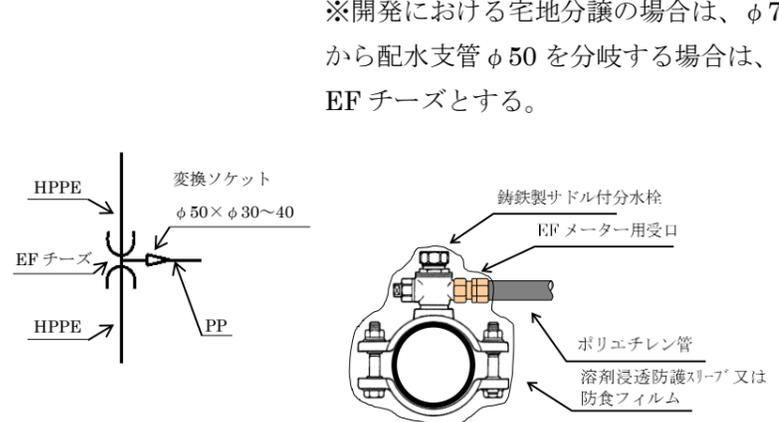
- ① φ50 mm × 分岐φ30～40 mm (分岐方法 F)
- ② φ50～150 mm × 分岐φ20～50 mm (分岐方法 B)

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

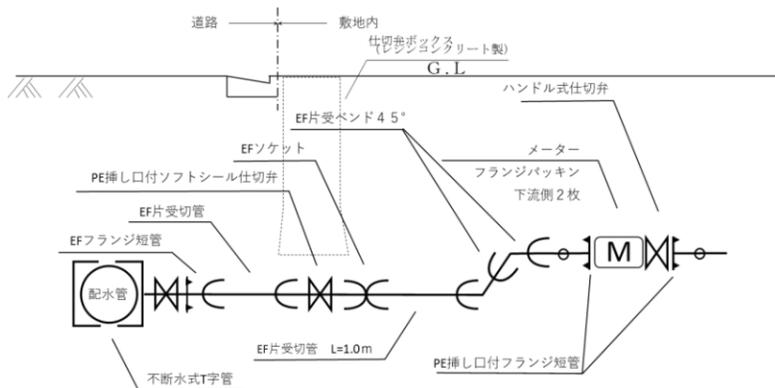


～次項省略～

(73頁)

～前項省略～

配水用ポリエチレン管の場合

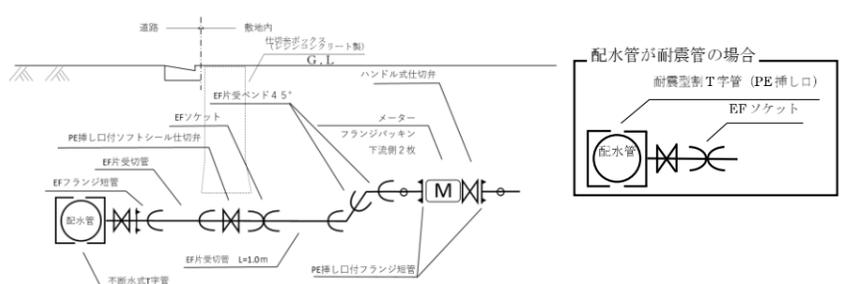


～次項省略～

(74頁)

～前項省略～

配水用ポリエチレン管の場合

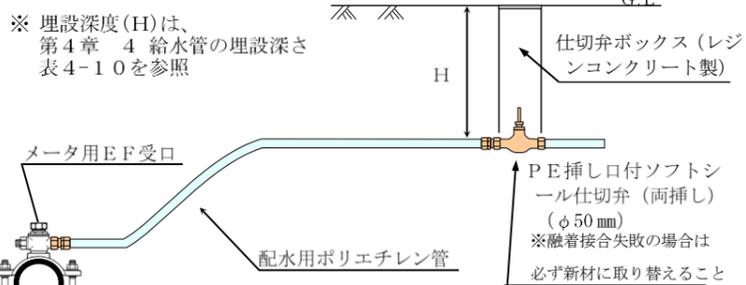


～次項省略～

(73頁)

～前項省略～

①-2 道路に設置する場合 (配水用ポリエチレン管 (HPPE))

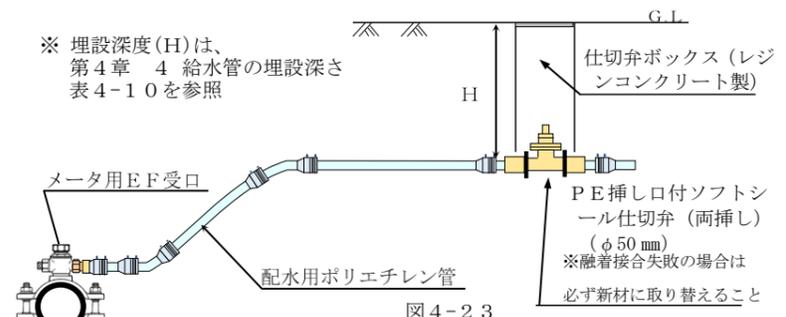


～次項省略～

(74頁)

～前項省略～

①-2 道路に設置する場合 (配水用ポリエチレン管 (HPPE))



～次項省略～

(74頁)

～前項省略～

イ. 配水管等の取だし管がある場合

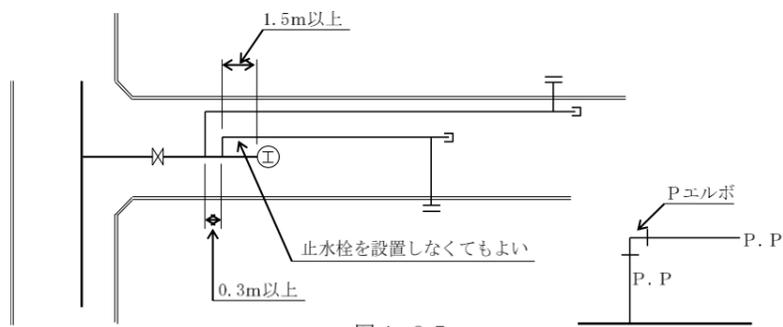


図4-25

～次項省略～

(75頁)

～前項省略～

イ. 配水管等の取だし管がある場合

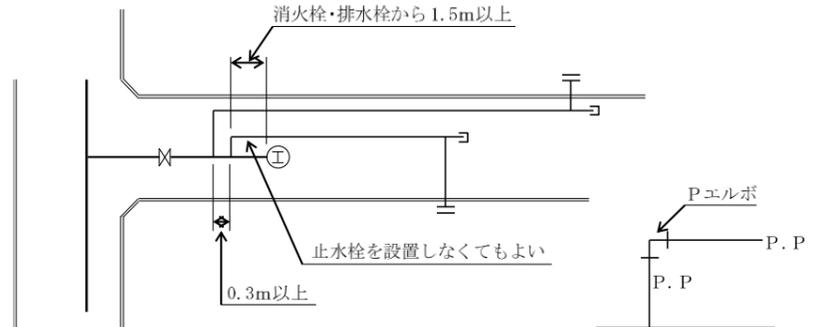


図4-25

～次項省略～

(75頁)

～前項省略～

イ. アの方法が困難な場合は、水路の高水位(H.W.L)以上の高さに布設する。この場合は管の保護のため、鋼管などのサヤ管の中に入れて布設する。なお、横断部分の前後は必ずPエルボを使用して配管し、φ50mmの配水用ポリエチレンを使用する場合も同様にEFベンドを使用して配管すること。また、サヤ管の切断で生じた「ばり」は管を損傷させる恐れがあるため除去すること。

～次項省略～

(76頁)

～前項省略～

イ. アの方法が困難な場合は、原則として水路の管理者に確認し、水路の高水位(H.W.L)以上の高さに布設する。この場合は管の保護のため、鋼管などのサヤ管の中に入れて布設する。なお、横断部分の前後は必ずPエルボを使用して配管し、φ50mmの配水用ポリエチレンを使用する場合も同様にEFベンドを使用して配管すること。また、サヤ管の切断で生じた「ばり」は管を損傷させる恐れがあるため除去すること。

～次項省略～

(81頁)

表4-10

種別	給水管の口径	埋設深さ					備考
国道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					給水主管においては、サドル付分水栓の高さを考慮すること。 やむを得ず、左記の値以下となる場合には当該管路を設ける者に防護措置等を講じさせること。
府道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.8mに満たない場合には、0.8m)を超えることとする。					
市道	φ50mm以下	路盤	アスファルト1号	アスファルト2号	アスファルト3号	アスファルト4号	
		鉋さい路盤	0.8m以上	0.7m以上	0.6m以上	0.6m以上	
	砕石路盤	0.9m以上	0.7m以上	0.7m以上	0.6m以上		
	配水用ポリエチレン管	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.7m以上	0.7m以上	
		砕石路盤	1.0m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.7m以上	
	φ75mm以上	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.8m以上	
砕石路盤		1.0m以上	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上		
私道	φ50mm以下	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					
	φ75mm以上	給水主管にあつては0.8m以上、給水単管及び給水枝管にあつては私道のφ50mm以下と同様とする。					
宅地	φ50mm以下	0.3m以上とする。					
	φ75mm以上	0.6m以上とする。					

～次項省略～

(82頁)

表4-10

種別	給水管の口径	埋設深さ					備考
国道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					給水主管においては、サドル付分水栓の高さを考慮すること。 やむを得ず、左記の値以下となる場合には当該管路を設ける者に防護措置等を講じさせること。 φ50mm以下(給水管)配水管と同じ土被りとする。ただし、単独管の場合は、サドル付分水栓の高さを考慮しなくてもよい。
府道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.8mに満たない場合には、0.8m)を超えることとする。					
市道	φ50mm以下	路盤	アスファルト1号	アスファルト2号	アスファルト3号	アスファルト4号	
		鉋さい路盤	0.8m以上	0.7m以上	0.6m以上	0.6m以上	
	砕石路盤	0.9m以上	0.7m以上	0.7m以上	0.6m以上		
	配水用ポリエチレン管	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.8m以上	
		砕石路盤	1.0m以上	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上	
	φ75mm以上	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.8m以上	
砕石路盤		1.0m以上	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上		
私道	φ50mm以下	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					
	φ75mm以上	給水主管にあつては0.8m以上、給水単管及び給水枝管にあつては私道のφ50mm以下と同様とする。					
宅地	φ50mm以下	0.3m以上とする。					
	φ75mm以上	0.6m以上とする。					

～次項省略～

～前項省略～

7 管類の撤去

給水装置を分岐部から撤去する場合は、それぞれの分岐形態に応じ、表4-11のとおり施工すること。また、各種ボックス類及び撤去掘削範囲内の既設給水管の撤去も併せて行うこと。

既設管閉塞に伴い、上流側継手部に離脱防止措置が必要となる場合があるため、既設管の状態を確認し適切な対応を行うこと。

表4-11

分岐形態		撤去用使用材料	撤去方法
分水栓(分岐方法A)		分水栓本体の止ナット	① コマを下ろす。 ② 上胴を取外す。 ③ 止ナットを下胴に取付ける。 ④ コマを止ナットの天端まであげる。
サドル付分水栓(分岐方法B)		サドル付分水栓用プラグ	① せん棒によりボールを閉止の状態にする。 ② 分水口にサドル付分水栓用プラグ(キャップ)を取付ける。
二受T字管(分岐方法C)		栓(補強リブ付)	① 二受T字管の分岐受口部に栓を取付ける。
不断水T字管(分岐方法C)		フランジ栓	① 簡易バルブを閉止の状態にする。 ② 短管を取外し分岐管部にフランジ栓を取付ける。
チーズ (分岐方法 D・E・F)	硬質塩化ビニル管	ビニル管用キャップ	① 管を5cm程度切り残してビニル用キャップを取付ける。
	ポリエチレン管	P栓	① 管を5cm程度切り残してP栓を取付ける。
	配水用ポリエチレン管	E Fキャップ	① 管を10cm程度切り残してE Fキャップを取付ける。
石綿T字管		直管	① T字管を撤去する。

～次項省略～

～前項省略～

1. 止水栓及び仕切弁の設置

止水栓及び仕切弁は、給水中止及び給水装置の修理を行う際に止水するため、給水管の途中又はメーターに連結して設けるもので、給水装置の維持管理上重要な役割をもっている。

(1) 宅地内に設置する場合

配水管等から分岐して最初に設置する止水栓及び仕切弁の位置は、原則として宅地部分の道路境界線の近くとし、かつ止水操作が容易な場所であること。

(2) 道路に設置する場合

止水栓の場合は、交差点の角から1.0m外側付近への設置を標準とする。

仕切弁の場合は、交差点の角から1.5m外側付近への設置を標準とする。

～次項省略～

～前項省略～

7 管類の撤去

給水装置を分岐部から撤去する場合は、それぞれの分岐形態に応じ、表4-11のとおり施工すること。また、各種ボックス類及び撤去掘削範囲内の既設給水管の撤去も併せて行うこと。

・既設管閉塞に伴い、上流側継手部に離脱防止措置が必要となる場合があるため、既設管の状態を確認し適切な対応を行うこと。

・不断水式簡易仕切弁を使用する場合、最終的に不断水式簡易仕切弁蓋を設置すること。

・耐震管を撤去する場合は、挿し口加工し帽を設置すること。

表4-11

分岐形態		撤去用使用材料	撤去方法
分水栓(分岐方法A)		分水栓本体の止ナット	① コマを下ろす。 ② 上胴を取外す。 ③ 止ナットを下胴に取付ける。 ④ コマを止ナットの天端まであげる。
サドル付分水栓(分岐方法B)		サドル付分水栓用プラグ	① せん棒によりボールを閉止の状態にする。 ② 分水口にサドル付分水栓用プラグ(キャップ)を取付ける。
二受T字管(分岐方法C)		栓(補強リブ付)	① 二受T字管の分岐受口部に栓を取付ける。
耐震型不断水T字管(分岐方法C)		帽	① 簡易バルブを閉止の状態にする。 ② 引込管を切断し、挿し口加工する。 ③ 帽を取り付ける。
不断水T字管(分岐方法C)		フランジ栓	① 簡易バルブを閉止の状態にする。 ② 短管を取外し分岐管部にフランジ栓を取付ける。
チーズ (分岐方法 D・E・F)	硬質塩化ビニル管	ビニル管用キャップ	① 管を5cm程度切り残してビニル用キャップを取付ける。
	ポリエチレン管	P栓	① 管を5cm程度切り残してP栓を取付ける。
	配水用ポリエチレン管	E Fキャップ	① 管を10cm程度切り残してE Fキャップを取付ける。
石綿T字管		直管	① T字管を撤去する。

～次項省略～

～前項省略～

1. 止水栓及び仕切弁の設置

止水栓及び仕切弁は、給水中止及び給水装置の修理を行う際に止水するため、給水管の途中又はメーターに連結して設けるもので、給水装置の維持管理上重要な役割をもっている。

(1) 宅地内に設置する場合

配水管等から分岐して最初に設置する止水栓及び仕切弁の位置は、原則として宅地部分の道路境界線の近くとし、かつ止水操作が容易な場所であること。

(2) 道路に設置する場合

バルブは、図4-37に示すように、交差点の角からおおよそ1m～3m外側目安として、開閉操作が行いやすい位置に設置する。

～次項省略～

(87頁)

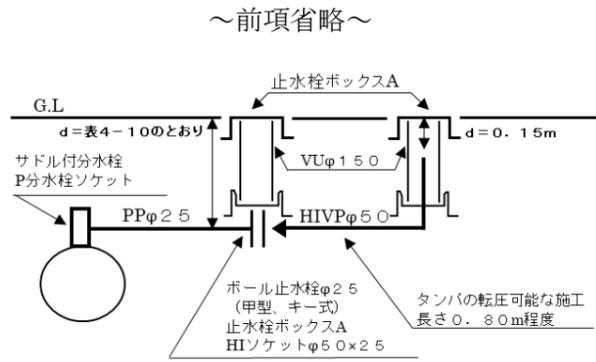


図4-41



管末

通常管路

図4-42

～次項省略～

(頁無し)

(89頁)

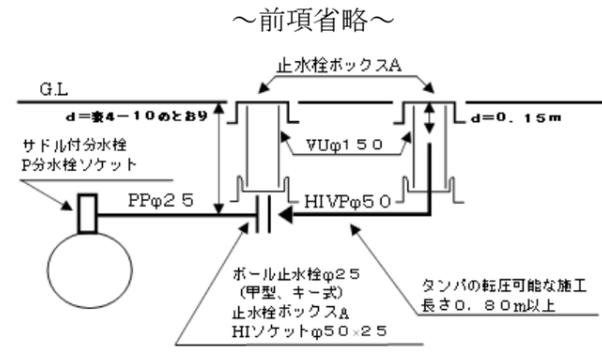


図4-41



・官民境界と本設管の距離が
1 m以上とれる場合

・官民境界と本設管の距離が
1 m以上とれない場合

図4-42

～次項省略～

(91・92・93頁)

～前項省略～

1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の工事(設置に係るものに限る。)又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから所管消防署等と打合せを行うこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業者によるその責を求められない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者は負いません。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたって、他の給水用具(水栓等)を閉栓した状態を想定した設計を行う場合は、その旨を利用者に周知すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の水力計算にあたって、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について検討を行うこと。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (6) 結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置をとること。
- (7) 水の停滞防止のため、設備の流末は飲用しないトイレ等確実に使用が見込める設備に接続とし、滞留しにくい配管ルートとすること。また、乾式スプリンクラー設備の場合は給水本管からの分岐部直近に、電動弁を設置するか、もしくは逆流防止装置を設置してください。湿式スプリンクラー設備の場合は給水本管からの分岐部直近に、逆流防止装置を設置してください。
- (8) 停滞空気の発生防止のため、必要に応じて配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。
- (10) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者は、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡すること。

(11) 水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧・水量（当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内）が得られない場合、また、スプリンクラーヘッド各栓の必要放水量が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談すること。

2. 施行上の留意事項

(1) 作業手順

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法においてヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

(2) 接合における接着剤の塗布

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれ製品の適量とし、均一に薄く塗布すること。

(3) 十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品における養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

(4) 管の面取り

接着接合に使用する管は、所定の面取りを行うこと。なお、面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあること。

(5) その他

透明な給水栓用ソケット等を用いることで、外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。（図4-45参照）

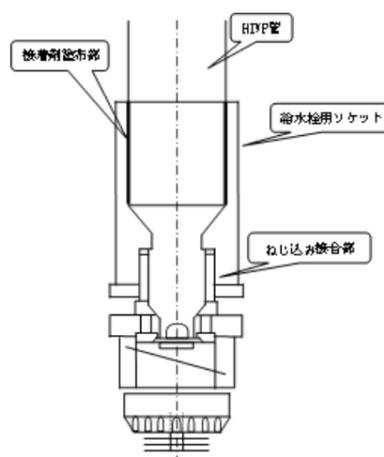
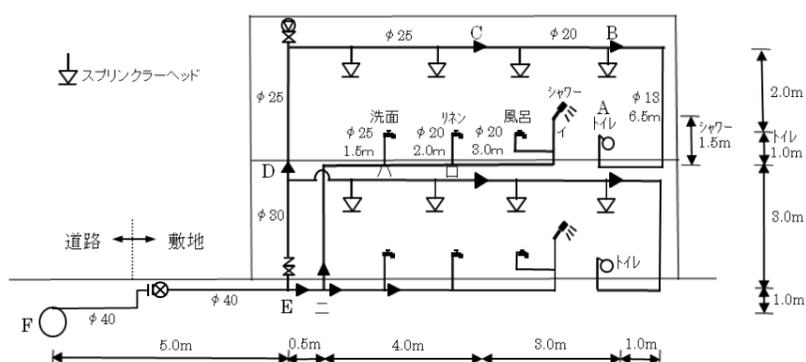


図4-45

(6) スプリンクラー設備がある場合の計算例（福祉建物2階建）



設計条件

A点での必要水頭	3.0m	イ点での必要水頭	7.0m
配水管～A点の高低差	5.0m	配水管～イ点の高低差	5.5m
総単位数	20単位	総単位数	20単位

配管延長から計算する場合

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 ($\frac{l}{sec}$)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	13	3	0.25	347.30	11.90	4.13	1.91
B～C	20	3	0.25	49.26	3.48	0.17	0.81
C～D	25	3	0.25	18.04	9.54	0.17	0.52
D～E	30	6	0.32	11.51	5.20	0.06	0.45
E～F	40	20	0.88	17.76	46.10	0.82	0.70
計						5.35	

給水栓の必要水頭から計算する場合

イ～ロ	20	4	0.27	56.42	8.49	0.48	0.88
ロ～ハ	20	6	0.32	71.98	2.24	0.16	1.01
ハ～ニ	25	7	0.37	33.70	5.67	0.19	0.75
ニ～E	30	14	0.65	39.33	2.30	0.09	0.92
E～F	40	20	0.88	17.76	44.45	0.79	0.70
計						1.71	

※流速は 2.0m/sec 以下であること。

A点からの必要水頭： $h=5.0m+3m+5.35m=13.35m$

イ点からの必要水頭： $h=5.5m+7m+1.71m=14.21m$

よって、0.147MPa 以上の区域で給水可能

～次項省略～

(97頁)

～前項省略～

- ③ メーター口径が $\phi 30mm$ と $\phi 40mm$ のときは、メーターの前にボール止水栓伸縮形（砲金丸ハンドル付。蝶型ハンドルは使用不可）を設け、メーターの直後に逆止弁付パッキンを挿入すること。また、メーター交換時の逆流を防ぐ目的として、メーター2次側に止水栓を設けること。

※パイプシャフト内のメーター1次側は HIVP 管使用可能

～次項省略～

(101頁)

～前項省略～

- ③ メーター口径が $\phi 30mm$ と $\phi 40mm$ のときは、メーターの前にボール止水栓伸縮形（砲金丸ハンドル付。蝶型ハンドルは使用不可）を設け、メーターの直後に逆止弁付パッキンを挿入すること。また、メーター交換時の逆流を防ぐ目的として、メーター2次側に止水栓を設置してください。

※3階建て以上の直結直圧・増圧方式の共同住宅における無償修繕範囲外の地上設置メーター1次側、またパイプシャフト内のメーター1次側は HIVP 管使用可能

～次項省略～

(99頁)

～前項省略～

3. 口径 $\phi 50mm$ の場合

(1) 設置

- ①ポリエチレン2層管の場合（直結増圧方式、貯水槽方式の場合）

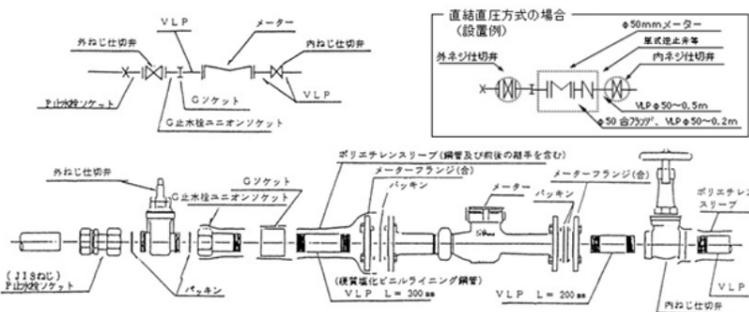


図5-17 例1

～次項省略～

(103頁)

～前項省略～

3. 口径 $\phi 50mm$ の場合

(1) 設置

- ①ポリエチレン2層管の場合（直結増圧方式、貯水槽方式の場合）

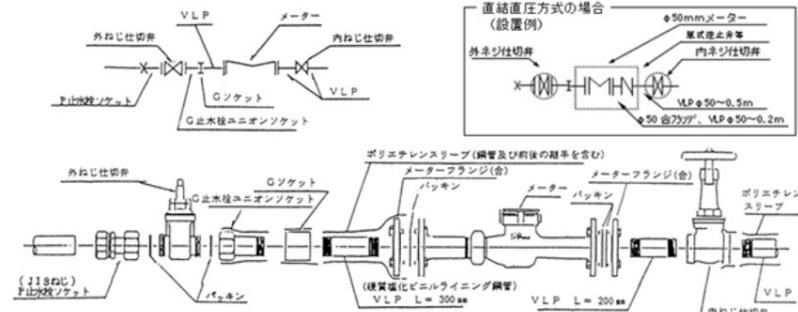


図5-17 例1

(注意1) 直結直圧方式の場合は単式逆止弁等を設置すること。

(注意2) VLPの端面については、防錆処理を行うこと。

～次項省略～

(100頁)

～前項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

※図5-18は直結直圧方式の標準図であり、直結増圧方式や貯水槽方式については単式逆止弁の設置は不要となる。

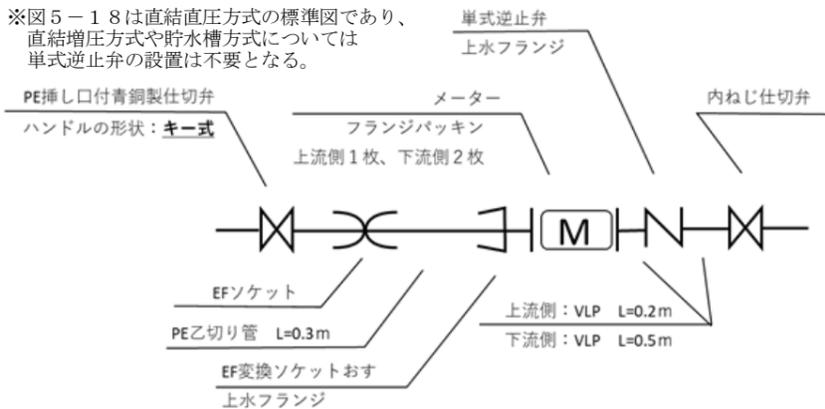


図5-18

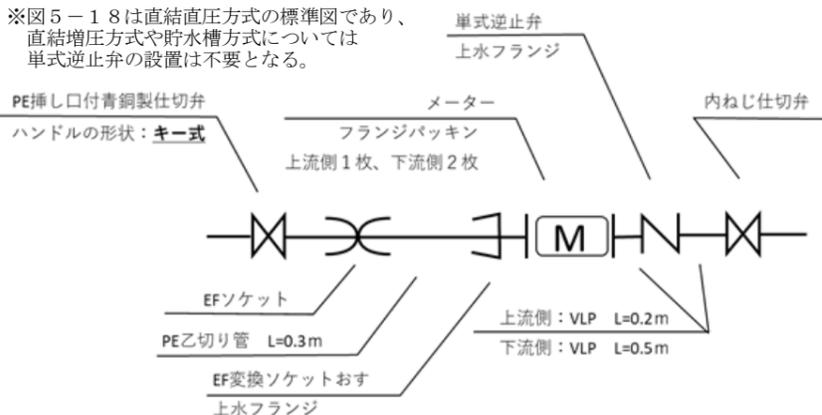
～次項省略～

(104頁)

～前項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

※図5-18は直結直圧方式の標準図であり、直結増圧方式や貯水槽方式については単式逆止弁の設置は不要となる。



※メーター二次側のVLPにおいては、図5-17 例2同様HIVPでもよい。

(注意1) VLPの端面については、防錆処理を行うこと。

図5-18

～次項省略～

(104頁)

～前項省略～

(注1) メーター下部の2か所及び仕切弁下部は、ブロック等で支持台を設けること。

(注2) 鉄蓋枚数は、口径50～75mmは3枚、口径100mm以上は4枚とする。

～次項省略～

(108頁)

～前項省略～

(注1) メーター下部の2か所及び仕切弁下部は、ブロック等で支持台を設けること。

(注2) 鉄蓋枚数は、口径50mm・75mmは3枚、口径100mm以上は4枚とする。

(注3) メーター鉄蓋について、口径50mm・75mmは同じサイズであるが、表5-4のメーター口径に応じた寸法でメーターボックスを設置すること。

～次項省略～

(頁無し)

(111・112頁)

～前項省略～

5 2連複式メーターユニット(2F共同住宅用)

2連複式メーターユニットの基本構造は、地中に埋設するメーターボックス内に、止水栓、メーター接続器具、逆止弁等、メーターまわりの器具や配管を複数並列に取り付けが可能ないようにユニット化した給水用具である。

1. 適用範囲

この規定は、堺市の給水区域内において、メーター(口径20mm)を設置する際に使用する2連複式メーターユニットについて規定する。

2. 2連複式メーターユニットの形状等

2連複式メーターユニットは、上下水道局の承認品を使用すること。

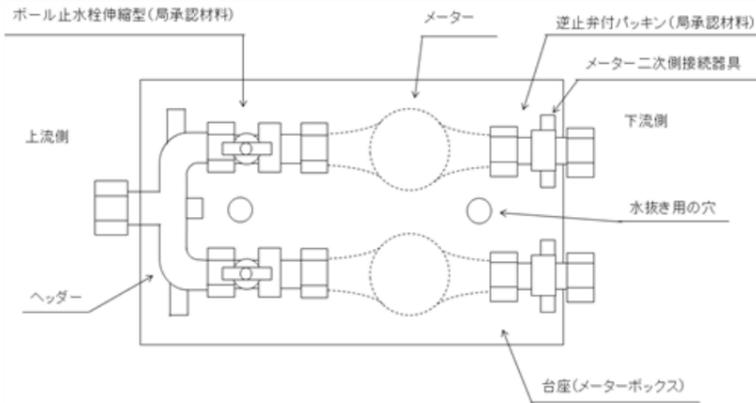


図5-23 2連複式メーターユニットの標準図

3. 付帯事項

給水装置工事申込時には、複式メーターユニットにかかる誓約書を

添付すること。

2連複式メーターユニット配管例

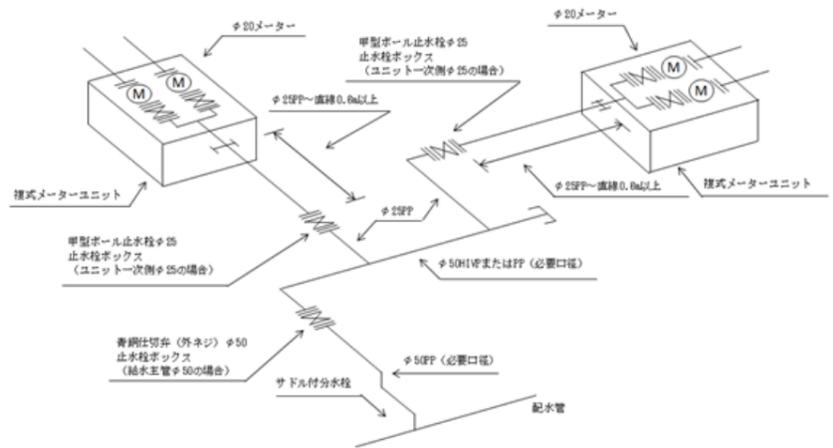


図5-24

※2連複式メーターユニットと2連複式メーターユニット一次側の止水栓との間に離隔直線0.60m以上を確保すること。ただし、集合住宅等において、第一止水栓以降で分岐し、2連複式メーターユニットを設置する場合は2連複式メーターユニット一次側に設置する止水栓を省略することができる。その際、分岐部より同様の離隔を確保すること。

2連複式メーターユニット一次側における漏水修繕のための離隔

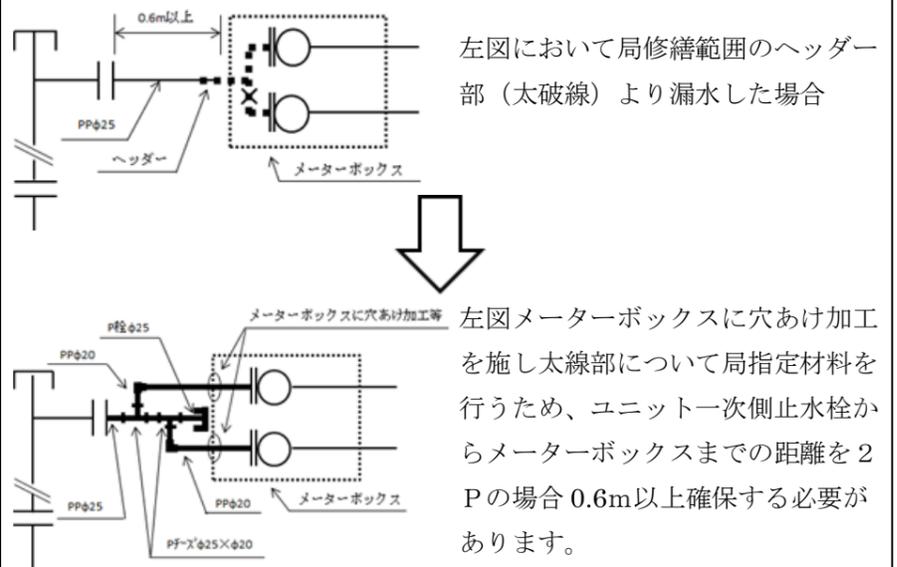


図5-25

～次項省略～

(127頁)

～前項省略～

2. 上下水道局が行う局検査

上下水道局が行う局検査は、給水装置が構造および材質の基準に適合しているかの確認を、給水拒否の判断をする権限に基づき行うものである。また、局が将来維持管理する部分において、適正に施工されているかを確認するものである。これらの視点から検査員は、主任技術者から提出された書類等による書類検査と、必要な範囲に限っての現場検査により確認を行う。

～次項省略～

(133頁)

～前項省略～

2. 上下水道局が行う局検査

上下水道局が行う局検査は、給水装置が構造及び材質の基準に適合しているかの確認を、給水拒否の判断をする権限に基づき行うものである。また、局が将来維持管理する部分において、適正に施工されているかを確認するものである。これらの視点から検査員は、主任技術者から提出された書類等による書類検査と、必要な範囲に限っての現場検査により確認を行う。

～次項省略～

(128頁)

～前項省略～

(4)口径φ75mm以上(配水用ポリエチレン管についてはφ50mm以上)の給水管の耐圧試験

現場検査

主任技術者の立会いの上、第3章 給水装置工事の施工管理 6 給水装置工事施工管理基準 1 品質管理基準表(1) 耐圧に記載のとおり、管種に応じた耐圧試験を行い、検査員が確認する。なお堺市では、一部非常に水圧の高い地域があり、そこでは通常の試験水圧以上で検査を行う必要があり、主任技術者は事前に確認しておくこと。

*自記録水圧測定器およびチャート紙については、上下水道局にて貸し出しするため、事前に局の検査窓口で調整すること。

～次項省略～

(134頁)

～前項省略～

(4)口径φ75mm以上(配水用ポリエチレン管についてはφ50mm以上)の給水管の耐圧試験

現場検査

主任技術者の立会いの上、第3章 給水装置工事の施工管理 6 給水装置工事施工管理基準 1 品質管理基準表(1) 耐圧に記載のとおり、管種に応じた耐圧試験を行い、検査員が確認する。なお堺市では、一部非常に水圧の高い地域があり、そこでは通常の試験水圧以上で検査を行う必要があり、主任技術者は事前に確認しておくこと。

*自記録水圧測定器およびチャート紙については、原則、上下水道局にて貸し出しするため、事前に局の検査窓口で調整すること。

～次項省略～

(129頁)

表8-1 工事検査チェックシート (オモテ面)

給水装置工事検査チェックシート

主任技術者用

下記のとおり給水装置工事の自主検査をいたしましたので報告します。

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

承認番号、工事場所、申込者の氏名又は名称の記入欄

検査項目と検査内容のチェックシート表

<注意事項>

- (1) 工事検査日に検査員に提出のこと。
(2) 局の立会確認が不要な道路部分の工事については、給水装置工事主任技術者で確認すること。
(3) 給水装置の申込みについては、③の記入不要。
(4) 「貯水槽の下流側の給水設備」のみの改造工事においても、必要な項目を確認すること。

オモテ面

～次項省略～

(135頁)

表8-1 工事検査チェックシート (オモテ面)

給水装置工事検査チェックシート

主任技術者用

下記のとおり給水装置工事の自主検査をいたしましたので報告します。

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

承認番号、工事場所、申込者の氏名又は名称の記入欄

検査項目と検査内容のチェックシート表

<注意事項>

- (1) 検査申込時に提出(しゅん工図とチェックシート等)すること。
(2) 局の立会確認が不要な道路部分の工事については、給水装置工事主任技術者で確認すること。
(3) 給水装置の申込みについては、②の記入不要。
(4) 「貯水槽の下流側の給水設備」のみの改造工事においても、必要な項目を確認すること。

オモテ面

～次項省略～

(150頁)

～前項省略～

6. 貯水槽方式から増圧方式への改造

貯水槽の下流側の給水設備を流用して増圧方式に改造する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 実施条件

- ① 貯水槽の下流側の給水設備が施行令第6条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していること。ただし、亜鉛メッキ鋼管及び鉛管の再使用については、認めない。
- ② 貯水槽の下流側の給水設備の給水管口径が水理計算を満たしていること。また、既設管に接続する場合も同様とする。
- ③ メーターを設置する装置については、3. メーター設置基準のとおりとする。
- ④ 立て管接続する場合は、立上り配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
- ⑤ 厚生労働省通知（平成17年（2005年）9月）「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」に基づき、該当する事項を実施、確認を行うこと。
- ⑥ 直結給水への切替え前においては、水質試験を実施すること。試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の項目とする。
- ⑦ その他、新設工事に準ずること。

～次項省略～

(156頁)

～前項省略～

6. 貯水槽方式から増圧方式への改造

貯水槽の下流側の給水設備を流用して増圧方式に改造する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 実施条件

- ① 貯水槽の下流側の給水設備が施行令第6条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していること。ただし、亜鉛メッキ鋼管及び鉛管の再使用については、認めない。
- ② 貯水槽の下流側の給水設備の給水管口径が水理計算を満たしていること。また、既設管に接続する場合も同様とする。
- ③ メーターを設置する装置については、3. メーター設置基準のとおりとする。
- ④ 立て管接続する場合は、立上り配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
- ⑤ 厚生労働省通知（平成17年（2005年）9月）「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」に基づき、該当する事項を実施、確認を行うこと。
- ⑥ 直結給水への切替え前においては、水質試験を実施し試験結果を提出すること。試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の項目とする。
- ⑦ その他、新設工事に準ずること。

～次項省略～

(153頁)

～前項省略～

【分岐対象となる配水管口径がφ50mm以下の場合】

- ① 給水する建物が地上3階建の1戸又は1事業であること。
- ② 戸別住宅及び店舗用住宅並びに小規模事務所等であること。
- ③ 3階に給水する支栓数は1栓のみとする。（混合水栓、シャワー水栓の設置はしないこと）
- ④ 3階給水栓設置の誓約書（様式23）を提出のこと。

～次項省略～

(159頁)

～前項省略～

【分岐対象となる配水管口径がφ50mm以下の場合】

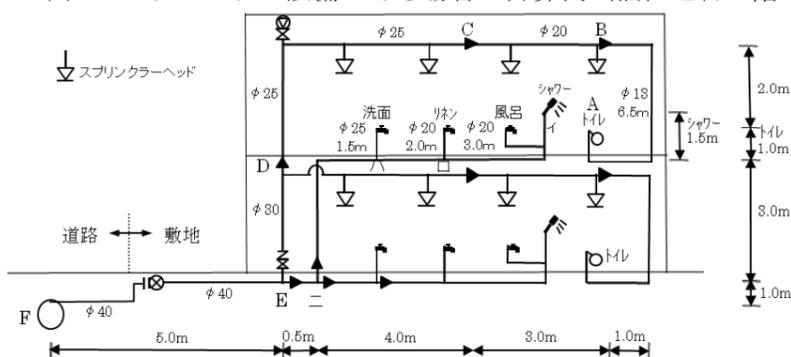
- ① 給水する建物が地上3階建の1戸又は1事業であること。
- ② 戸別住宅及び店舗用住宅並びに小規模事務所等であること。
- ③ 3階に給水する支栓数は1栓のみとする。（混合水栓、シャワー水栓の設置はしないこと）
- ④ 3階給水栓設置の誓約書（書式23）を提出のこと。

～次項省略～

(161頁)

～前項省略～

(7) スプリンクラー設備がある場合の計算例（福祉建物2階建）



設計条件

A点での必要水頭	3.0m	イ点での必要水頭	7.0m
配水管～A点の高低差	5.0m	配水管～イ点の高低差	5.5m
総単位数	20単位	総単位数	20単位

(93頁へ移行)

配管延長から計算する場合

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (‰)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	13	3	0.25	347.30	11.90	4.13	1.91
B～C	20	3	0.25	49.26	3.48	0.17	0.81
C～D	25	3	0.25	18.04	9.54	0.17	0.52
D～E	30	6	0.32	11.51	5.20	0.06	0.45
E～F	40	20	0.88	17.76	46.10	0.82	0.70
計						5.35	

給水栓の必要水頭から計算する場合

イ～ロ	20	4	0.27	56.42	8.49	0.48	0.88
ロ～ハ	20	6	0.32	71.98	2.24	0.16	1.01
ハ～ニ	25	7	0.37	33.70	5.67	0.19	0.75
ニ～E	30	14	0.65	39.33	2.30	0.09	0.92
E～F	40	20	0.88	17.76	44.45	0.79	0.70
計						1.71	

※流速は 2.0m/sec 以下であること。

A点からの必要水頭：h = 5.0m + 3m + 5.35m = 13.35m

イ点からの必要水頭：h = 5.5m + 7m + 1.71m = 14.21m

よって、0.147MPa 以上の区域で給水可能

～次項省略～

(165頁)

～前項省略～

第2章 申込が必要な工事

指定工事業者は、工事申込者から次のいずれかの工事の施工依頼を受けた場合は、水道事業管理者に給水装置工事申込書(様式第1号)を提出し、給水装置の構造、材質、施行方法等(以下「基準等」という。)の適否の確認を受け、給水装置工事の施工承認を得なければならない。また、工事しゅん工後は、主任技術者の立会いのもと、施工した給水装置工事が基準等に適合しているかの確認を受けなければならない。

1. 新設工事

水道を使用するために新しく給水装置を設置する工事

2. 改造工事

給水管の管径及び分岐位置変更等の管路の一部、又は全部を変更する工事で、新設、増設、撤去、修繕以外の工事

3. 増設工事

既設の給水装置に接続して、給水栓を増加する工事

～次項省略～

(168頁)

～前項省略～

1. 装置の栓種

(1) 専用栓

1戸または1事業が継続的に使用する目的で給水装置を設置する申込をいう。

(2) 工事用付専用栓

専用栓の設置を目的として建築工事等の間、工事用の給水装置の設置を伴う申込をいう。

(3) 臨時栓

特定の場所で特定の使用目的に供するため、1年以内で使用する給水装置の申込をいう。

～次項省略～

(170頁)

～前項省略～

第2章 申込が必要な工事

指定工事業者は、工事申込者から次のいずれかの工事の施工依頼を受けた場合は、水道事業管理者に給水装置工事を申し、給水装置の構造、材質、施行方法等(以下「基準等」という。)の適否の確認を受け、給水装置工事の施工承認を得なければならない。また、工事しゅん工後は、主任技術者の立会いのもと、施工した給水装置工事が基準等に適合しているかの確認を受けなければならない。

1. 新設工事

水道を使用するために新しく給水装置を設置する工事

2. 改造工事

給水管の管径及び分岐位置変更等の管路の一部、又は全部を変更する工事で、新設、増設、撤去、修繕以外の工事

3. 増設工事

既設の給水装置に接続して、給水栓を増加する工事

※給水管の口径、管種など給水装置の原形を変えずに給水器具を増やす工事

(例) 瞬間湯沸かし器取り付け

～次項省略～

(173頁)

～前項省略～

1. 装置の栓種

(1) 専用栓

1戸または1事業が継続的に使用する目的で給水装置を設置する申込をいう。

(2) 工事用付専用栓

専用栓の設置を目的として建築工事等の間、工事用の給水装置の設置を伴う申込をいう。

(3) 臨時栓

特定の場所で特定の使用目的に供するため、1年以内で使用する給水装置の申込をいう。※1年を超える場合は、当初申込を完了させ、再度申込を行うこと。

～次項省略～

(168・169頁)

～前項省略～

2. 申込の必要条件

申込において次の給水装置の設置については、次に示す事項を満たすものであること。

(1) 専用給水装置

① 専用栓及び工事用付専用栓

新設及び増築の場合は、建築確認済証（コピー可）を提示する。ただし、建築物がない又は建築確認済証の発行が不要な建物で給水装置の設置、例えば農地手洗い・駐車場等の申込については、使用水量のお知らせ票の投入ができるものを設置すること。

② 臨時栓

ア. 撤去工事の給水装置工事申込書を臨時栓の申込と同時に提出すること。

イ. 撤去工事において、当該給水装置を撤去する場合は、以下の状態に原状復帰すること。

～次項省略～

(173・174頁)

～前項省略～

2. 申込の必要条件

申込において次の給水装置の設置については、次に示す事項を満たすものであること。

(1) 専用給水装置

① 専用栓及び工事用付専用栓

新設及び増築の場合は、建築確認済証の番号。ただし、建築物がない又は建築確認済証の発行が不要な建物で給水装置の設置、例えば農地手洗い・駐車場等の申込については、使用水量のお知らせ票の投入ができるものを設置すること。

② 臨時栓

ア. 撤去工事の給水装置工事申込書を臨時栓の申込と同時に行うこと。

イ. 撤去工事において、当該給水装置を撤去する場合は、以下の状態に原状復帰すること。

～次項省略～

(169頁)

～前項省略～

(2) 給水管

次に掲げる条件を満たしたのものについては、止水栓までの設置を認めることとする。この場合において、止水栓下流側に断水器コマ等を設置すること。

① 都市計画法、開発行為等の手続に関する条例及び区画整理事業の対象物件

関係機関と調整を行い、水道事業管理者と協議していること。

② 舗装先行

市道・府道・国道において、上下水道局・市建設局・国道事務所等が公共事業で行う舗装をいい、開発者（施主）が行う舗装は、舗装先行の扱いとしない。

ア. 一年以内に建築計画のあるもの

イ. 布設する給水枝管の口径は、25mm以下のもの

ウ. 道路掘削現認書等に道路舗装担当部局（担当者）の押印があり、道路舗装担当者に舗装予定日を確認しているもの

③ 建築確認済証があるもの

～次項省略～

(174頁)

～前項省略～

(2) 給水管

次に掲げる条件を満たしたのものについては、止水栓までの設置を認めることとする。この場合において、止水栓下流側に断水器コマ等を設置すること。

② 都市計画法、開発行為等の手続に関する条例及び区画整理事業の対象物件

関係機関と調整を行い、水道事業管理者と協議していること。

② 舗装先行

市道・府道・国道において、上下水道局・市建設局・国道事務所等が公共事業で行う舗装をいい、開発者（施主）が行う舗装は、舗装先行の扱いとしない。

ア. 一年以内に建築計画のあるもの

イ. 布設する給水枝管の口径は、25mm以下のもの

ウ. 道路掘削現認書等に道路舗装担当部局（担当者）の押印があり、道路舗装担当者に舗装予定日を確認しているもの

③ 建築確認済証があるもの

④ 開発行為等の手続に関する条例等の要否判定書があるもの

～次項省略～

(169頁)

～前項省略～

表④-1 申込種別による各種許可の必要条件（○は、必要条件）

申込種別		専用給水装置			給水管	消火栓 (排水栓)
		専用栓	工事用付 専用栓	臨時栓		
建築確認済証	新築	○	○	△	○	△
	増築	○	△	△	△	△
都市計画法、開発行為等の手続に関する条例等の対象物件		△			○	○
区画整理事業・舗装先行		△			○	△

～次項省略～

(174頁)

～前項省略～

表④-1 申込種別による各種許可の必要条件（○は、必要条件）

申込種別		専用給水装置			給水管	消火栓 (排水栓)
		専用栓	工事用付 専用栓	臨時栓		
建築確認済証番号	新築	○	○	△	○	△
	増築	○	△	△	△	△
都市計画法、開発行為等の手続に関する条例等の対象物件		△			○	○
区画整理事業・舗装先行		△			○	△

～次項省略～

～前項省略～

(2) 工事申込者の遵守事項

- ① 開発行為、建築工事に必要な許可又は建築確認等を得ていること。
- ② 工事施行に際し、利害関係人があるときは、必ずその者の承諾を得ていること。
- ③ 給水装置工事申込書その他一切の提出書類は、必ず申込者等が内容を十分確認したものであること。
- ④ 市納付金は、水道事業管理者が発行した納入通知書により、納付期限内に指定する収納場所に納入すること。

～次項省略～

～前項省略～

(2) 工事申込者の遵守事項

- ① 開発行為、建築工事に必要な許可又は建築確認等を得ていること。
- ② 工事施行に際し、利害関係人があるときは、必ずその者の承諾を得ていること。
- ③ 給水装置工事申込書その他一切の提出書類は、必ず申込者等が内容を十分確認したものであること。
- ④ 市納付金は、納付期限内に指定する収納場所で支払うこと。

～次項省略～

～前項省略～

表④-2 申込種別の必要書類一覧表

申込種別	書類	給水装置工事申込書 ・平面図 ・位置図(輸地形態がわかるもの) 様式第1号 書式4	工事申込書 書式5	用水口座標書 ・依頼書 書式6	給水装置の 自己所有 立書 書式7	加入 金 免 減 申請書 書式7	道路 使用 許可 申請書 書式12	既設建築物の 使用許可 申請書 (建築確認済証 ない場合)
(1) 専用栓 又は (2) 工事用 付専用栓	① 新設 (給水装置利用)	○	▲	○	○	◆	○	○
	② 改設 (既設装置利用)	○	▲	○	○	◆	○	○
	③ 増設	○	▲	○	○	○	○	●
	④ 撤去	○	▲	○	○	○	○	●
(3) 臨時栓	① 新設設置	○	○	○	○	○	○	○
	② 既設利用	○	○	○	○	○	○	○
(4) 貯水槽の下流 側の給水設備	① 新設撤去	○	○	○	○	○	○	○
	② 既設利用	○	○	○	○	○	○	○
(5) 給水管	① 改設	○	○	○	○	○	○	○
	① 開発物件等	○	○	○	○	○	○	○
	② 舗装先行	○	○	○	○	○	○	○
(6) 消火栓 (排水栓)	③ その他	○	○	○	○	○	○	○
	① 新設設置	○	○	○	○	○	○	○

(注) ▲は工事用専用付申込の場合必要 ▼は改設する場合必要 ◆は減免がある場合必要 ■は給水主管または消火栓(排水栓)を設けなければならない場合必要 ●は建築確認済証がない場合必要
上記書類は各1部必要です。ただし道路使用許可申請書類は必要がない場合もあります。道路使用許可申請書類詳細内容は別途、表⑥-3を参照して下さい。
また上記以外の書類が必要な場合があります。その際は局職員の指示に従って下さい。

～次項省略～

～前項省略～

表④-2 申込種別の必要書類一覧表

申込種別	書類	給水装置工事申込書 ・平面図 ・位置図(輸地形態がわかるもの) 様式第1号 書式4	工事申込書 書式5	用水口座標書 ・依頼書 書式6	給水装置の 自己所有 立書 書式7	加入 金 免 減 申請書 書式7	道路 使用 許可 申請書 書式12	既設建築物の 使用許可 申請書 (建築確認済証 ない場合)
(1) 専用栓 又は (2) 工事用 付専用栓	① 新設 (給水装置利用)	○	▲	○	○	◆	○	○
	② 改設 (既設装置利用)	○	▲	○	○	◆	○	○
	③ 増設	○	▲	○	○	○	○	●
	④ 撤去	○	▲	○	○	○	○	●
(3) 臨時栓	① 新設設置	○	○	○	○	○	○	○
	② 既設利用	○	○	○	○	○	○	○
(4) 貯水槽の下流 側の給水設備	① 新設撤去	○	○	○	○	○	○	○
	② 既設利用	○	○	○	○	○	○	○
(5) 給水管	① 改設	○	○	○	○	○	○	○
	① 開発物件等	○	○	○	○	○	○	○
	② 舗装先行	○	○	○	○	○	○	○
(6) 消火栓 (排水栓)	③ その他	○	○	○	○	○	○	○
	① 新設設置	○	○	○	○	○	○	○

(注) ▲は工事用専用付申込の場合必要 ▼は改設する場合必要 ◆は減免がある場合必要 ■は給水主管または消火栓(排水栓)を設けなければならない場合必要 ●は建築確認済証がない場合必要
上記書類は各1部必要です。ただし道路使用許可申請書類は必要がない場合もあります。道路使用許可申請書類詳細内容は別途、表⑥-3を参照して下さい。
また上記以外の書類が必要な場合があります。その際は局職員の指示に従って下さい。

～次項省略～

～前項省略～

第5章 給水装置工事申込書の作成

給水装置工事申込書を作成するにあたって、指定工事業者は次のことに留意し、各欄への記入を行うものとする。

- ・工事申込者に工事内容及び利害関係人の同意等を確認すること。
- ・所定の欄に楷書で丁寧に記入すること。(フリガナを含む)
- ・排水設備計画確認申請と同時の場合は、排水設備の必要事項も記入すること。

～次項省略～

～前項省略～

第5章 給水装置工事申込書の作成

給水装置工事申込書を作成するにあたって、指定工事業者は次のことに留意し、各欄への記入を行うものとする。

- ・工事申込者に工事内容及び利害関係人の同意等を確認すること。
- ・所定の欄に楷書で丁寧に記入すること。(フリガナを含む)

～次項省略～

<p>(172頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>4. 設計図欄</p> <p>(1) 設計図は、第1編 第2章 6 図面作成 1. 表示記号及び 2. 作図に基づき作成すること。</p> <p>(2) 別紙図面がある場合は、1部作成し、提出すること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(180頁) へ移行</p>
<p>(173頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>5. その他項目欄</p> <p>(1) 装置栓種</p> <p>当該工事に該当する装置栓種を記入又は番号のいずれかを○ で囲むこと。</p> <p>1. 専用栓 2. 工事用付専用栓 3. 臨時栓 4. 貯水槽の下流側の給水設備 5. 給水管 6. 消火栓</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(177頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>4. その他項目欄</p> <p>(1) 装置栓種</p> <p>当該工事に該当する装置栓種を記入又は番号のいずれかを○ で囲むこと。</p> <p>1. 専用栓 2. 工事用付専用栓 3. 臨時栓 4. 貯水槽の下流側の給水設備 5. 給水管 6. 消火栓</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(173頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(9) 建築確認 (適合通知)</p> <p>① 建築確認済証の年月日を記入すること。 ② 建築確認済証の番号を記入すること。</p> <p>(注) 工事申込時には、該当する書類の原本又はコピーを提示す ること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(178頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(9) 建築確認 (適合通知)</p> <p>① 建築確認済証の年月日を記入すること。 ② 建築確認済証の番号を記入すること。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(174頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(12) 主要使用材料</p> <p>当該工事に使用する材料の品名・口径・数量・単位等を平面図 に記入すること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>削除</p>
<p>(175頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 口座振替依頼書</p> <p>口座振替依頼書は、臨時栓、設計変更又は取り下げ (還付金があ る時) の場合に提出すること。作成時の注意事項は、次のとおりで ある。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(179頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 口座振替依頼書</p> <p>口座振替依頼書は、設計変更又は取り下げ (還付金がある時) の 場合に提出すること。作成時の注意事項は、次のとおりである。</p> <p>～次項省略～</p>

<p>(176頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 工事中給水申込書</p> <p>建築に伴い、建築工事用として水使用が必要なときに提出すること。作成時の注意事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事場所の住所・工事申込者の氏名・指定工事業者名を明記すること。</p> <p>(2) 工事中水の使用開始予定日を明記すること。</p> <p>(3) 工事中水の水道料金支払者の住所・氏名・電話番号を記入すること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(180頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 工事中給水申込書</p> <p>建築に伴い、建築工事用として水使用が必要なときに提出すること。作成時の注意事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事場所の住所・工事申込者の氏名・指定工事業者名を明記すること。</p> <p>(2) 工事中水の使用開始予定日を明記すること。</p> <p>(3) 工事中水の水道料金支払者の住所・氏名・電話番号を記入すること。</p> <p>4. 設計図欄</p> <p>(1) 設計図は、第1編 第2章 6 図面作成 1. 表示記号及び 2. 作図に基づき作成すること。</p> <p>(2) 別紙図面がある場合は、1部作成し、提出すること。</p> <p>(3) 主要使用材料 当該工事に使用する材料の品名・口径・数量・単位等を平面図に記入すること。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(177頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>4. 道路掘削・占用申請</p> <p>道路掘削・占用申請図書の作成にあたっては、現場調査（所管部局担当課との協議、埋設物調査、舗装構成の確認、道路幅員等の測量、他工事との調整等）を十分に行い、正確に記入すること。</p> <p>各道路別申請の提出書類及び作成手順は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市道・府道・国道（26号以外）（布設延長20m未満）</p> <p>① 着工前の現場写真の撮影（道路横断方向及び縦断方向を各1枚 カラー）</p> <p>ア. 分岐予定箇所の道路全景を写すこと。</p> <p>イ. 分岐箇所から敷地までの布設位置を確認できること。</p> <p>ウ. 複数箇所を分岐する場合は、分岐箇所毎の撮影をすること。</p> <p>エ. 工事場所・撮影年月日・業者名等が写真上で確認できること。</p> <p>② 引き込み箇所の測量（道路幅員、本管の布設位置等）</p> <p>③ 申込図面を作成</p> <p>ア. 新設部分及び撤去部分は、赤色で明示すること。</p> <p>イ. 寸法線、寸法値及び名称は、平面図、断面図共に、明示すること。</p> <p>ウ. 縮尺を記入すること。</p> <p>エ. 平面図に真北を記入すること。</p> <p>オ. 官民境界、官官境界等の境界線を赤色で明示すること。</p> <p>カ. 申込図面をもとに、所管部局で協議し承諾を得たもので掘削・占用申請を行うこと。</p> <p>④ 提出書類 表⑥-3参照</p> <p>⑤ 道路復旧工事完了時の提出書類 掘削前・掘削後（地下埋設物を含む）・既設舗装構成・布設管もしくは撤去管の土被り・埋め戻し状況・道路復旧状況・標示線の各工程別施工写真（カラー） ※施工後1週間以内に提出すること</p> <p>⑥ 道路本復旧工事完了時の提出書類</p>	<p>(181頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>5. 道路掘削・占用申請</p> <p>道路掘削・占用申請図書の作成にあたっては、現場調査（所管部局担当課との協議、埋設物調査、舗装構成の確認、道路幅員等の測量、他工事との調整等）を十分に行い、正確に記入すること。</p> <p>工事申込時に必要な申請書類を提出すること。</p> <p>各道路別申請の提出書類及び作成手順は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市道・府道・国道（26号以外）（掘削延長20m未満）</p> <p>① 着工前の現場写真の撮影（道路横断方向及び縦断方向を各1枚 カラー）</p> <p>ア. 分岐予定箇所の道路全景を写すこと。</p> <p>イ. 分岐箇所から敷地までの布設位置を確認できること。</p> <p>ウ. 複数箇所を分岐する場合は、分岐箇所毎の撮影をすること。</p> <p>エ. 工事場所・撮影年月日・業者名等が写真上で確認できること。</p> <p>② 引き込み箇所の測量（道路幅員、本管の布設位置等）</p> <p>③ 申込図面を作成</p> <p>ア. 新設部分及び撤去部分は、赤色で明示すること。</p> <p>イ. 寸法線、寸法値及び名称は、平面図、断面図共に、明示すること。</p> <p>ウ. 縮尺を記入すること。</p> <p>エ. 平面図に真北を記入すること。</p> <p>オ. 官民境界、官官境界等の境界線を赤色で明示すること。</p> <p>カ. 申込図面をもとに、所管部局で協議し承諾を得たもので掘削・占用申請を行うこと。</p> <p>④ 提出書類 表⑥-3参照</p> <p>⑤ 道路復旧工事完了時の提出書類 掘削前・掘削後（地下埋設物を含む）・既設舗装構成・布設管もしくは撤去管の土被り・埋め戻し状況・道路復旧状況・標示線の各工程別施工写真（カラー） ※施工後1週間以内に提出すること</p> <p>⑥ 道路本復旧工事完了時の提出書類</p>

<p>施工前／完了・道路本復旧状況・標示線の各工程別施工写真</p> <p>※施工後1週間以内に提出すること。</p> <p>(2) 市道・府道・国道(26号以外)(布設延長20m以上)</p> <p>① 着工前の現場写真の撮影(道路横断方向及び縦断方向を各1枚 カラー)</p> <p>～次項省略～</p>	<p>施工前／完了・道路本復旧状況・標示線の各工程別施工写真</p> <p>※施工後1週間以内に提出すること。</p> <p>(2) 市道・府道・国道(26号以外)(掘削延長20m以上)</p> <p>① 着工前の現場写真の撮影(道路横断方向及び縦断方向を各1枚 カラー)</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(180頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>⑪ 申込から許可までの目安とされる日数</p> <p>ア. 市道・府道・国道(26号以外)・法定外公共物(布設延長が20メートル未満)・・・・・・・・・・30日以上</p> <p>イ. 市道・府道・国道(26号以外)(布設延長が20メートル以上)・・・・・・・・・・40日以上</p> <p>ウ. 国道26号・・・・・・・・・・30日以上</p> <p>エ. その他、公共用地(市、府有地、農道)、他市町道・・・・・・・・・・30日以上</p> <p>※許可までの目安とされる日数を勘案し、余裕をもち申請手続きを行うこと。</p> <p>⑫ 道路掘削・占用申請の設計変更・取下げを行う場合は、速やかに局職員に申し出を行い、指示を受けること。</p> <p>⑬ 各警察署長宛ての道路占用協議書、道路管理者宛ての道路占用回答書は公文書となるため、紛失せず大切に保管すること。</p> <p>⑭ 布設延長が20メートル以上となる場合は、法定外公共物や私道であっても、堺市占用者連絡会による調整部会への諮問依頼が必要となるため、許可取得の目安とされる日数以上が必要となる。また、調整部会への諮問依頼にあたり計画平面・断面図と附近見取図が2部ずつ必要となるため、予め提出すること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(184頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>⑪ 申込から許可までの目安とされる日数</p> <p>ア. 市道・府道・国道(26号以外)・(掘削延長が20メートル未満)・法定外公共物・・・・・・・・・・30日以上</p> <p>イ. 市道・府道・国道(26号以外)(掘削延長が20メートル以上)・・・・・・・・・・40日以上</p> <p>ウ. 国道26号・・・・・・・・・・30日以上</p> <p>エ. その他、公共用地(市、府有地、農道)、他市町道・・・・・・・・・・30日以上</p> <p>※許可までの目安とされる日数を勘案し、余裕をもち申請手続きを行うこと。</p> <p>⑫ 道路掘削・占用申請の設計変更・取下げを行う場合は、速やかに局職員に申し出を行い、指示を受けること。</p> <p>⑬ 各警察署長宛ての道路占用協議書、道路管理者宛ての道路占用回答書は公文書となるため、紛失せず大切に保管すること。</p> <p>⑭ 掘削延長が20メートル以上となる場合は、堺市占用者連絡会による調整部会への諮問依頼が必要となるため、許可取得の目安とされる日数以上が必要となる。また、調整部会への諮問依頼にあたり計画平面・断面図と附近見取図が1部ずつ必要となるため、予め提出すること。</p> <p>～次項省略～</p>

～前項省略～

(6) 道路掘削を伴う占用申請書類一覧表
表⑥-3

書類	占用種別 市道・府道・ (20m未満)	国道(26号以外) 市道・府道・ (20m以上)	(延伸願) 間を延長する場合 工事期	(本復旧願) 本復旧を行う場合 舗装	法定外公共物 (里道)	法定外公共物 (水路)	国道26号
着工前の現場写真 (縦横断方向)	2	2			4	6	1
舗装道路本復旧工事施行届 及び履行誓約書	1	1			1	1	1
道路使用許可申請書	3	3	3	3			3
計画平面・断面図	6	8 調整部会用2部	3	5 本復旧図面	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
保安施設設置図 (交通対策図)	3	3	3	3 本復旧図面			3
施工時間及び 道路有効幅員等一覧表	(3)	(3)	(3)	(3)			
道路占用者意見調書の写し (34条協議)	(4)	4 (必須)					1 (必須)
工程表							3
緊急連絡体制表							1
附近見取図 (位置図)	6	8 調整部会用2部	5	5	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
里道使用同意書					4 内3部コピー		
水路占用等同意書						6 内3部コピー	
公図の写し					4	6	
境界確定図					4	6	
本復旧協議印 (他部局復旧の時)	1	1					
迂回路地図(通行止め時)	3	3					3
期限切れとなった 道路使用許可申請書の写し			2	2			

- ・施工時間及び道路有効幅員等一覧表は2路線以上になる場合は必要となります。
- ・34条協議は府道・国道は必須です。市道等は申請者にて行い原本を所持してください。
- ・附近見取図は引込箇所及び申請地を赤色で明示して下さい。
- ・着工前の写真に既設管は黒色、新設管は赤色で明示して下さい。
- ・上記以外に書類が必要な場合があります、その際は局職員の指示に従って下さい。
- ・市道・府道以外であっても、掘削延長が20m以上となる場合は、調整部会への諮問、着工承認が必要となります。調整部会用を2部、申請に先立ち提出してください。
- ・国道26号の占用申請書類は、上記一覧表以外のものが必要となる場合があります。申請内容について、大阪国道事務所 南大阪維持出張所にて確認されたものを提出して下さい。

～次項省略～

～前項省略～

5. 給水装置工事^{〔設計変更〕}_{〔取下げ〕} 申込書 (書式3)

～次項省略～

～前項省略～

(6) 道路掘削を伴う占用申請書類一覧表
表⑥-3

書類	占用種別 市道・府道・ (掘削延長20m未満)	国道(26号以外) 市道・府道・ (掘削延長20m以上)	(延伸願) 間を延長する場合 工事期	(本復旧願) 本復旧を行う場合 舗装	法定外公共物 (里道)	法定外公共物 (水路)	国道26号
着工前の現場写真 (縦横断方向)	2	2			4	6	1
舗装道路本復旧工事施行届 及び履行誓約書	1	1			1	1	1
道路使用許可申請書	3	3	3	3			3
計画平面・断面図	6	8 調整部会用2部	3	5 本復旧図面	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
保安施設設置図 (交通対策図)	3	3	3	3 本復旧図面			3
施工時間及び 道路有効幅員等一覧表	(3)	(3)	(3)	(3)			
道路占用者意見調書の写し (34条協議)	(4)	4 (必須)					1 (必須)
工程表							3
緊急連絡体制表							1
附近見取図 (位置図)	6	8 調整部会用2部	5	5	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
里道使用同意書					4 内3部コピー		
水路占用等同意書						6 内5部コピー	
公図の写し					4	6	
境界確定図					4	6	
本復旧協議印 (他部局復旧の時)	1	1					
迂回路地図(通行止め時)	3	3					3
期限切れとなった 道路使用許可申請書の写し			2	2			

- ・施工時間及び道路有効幅員等一覧表は2路線以上になる場合は必要となります。
- ・34条協議は府道・国道は必須です。市道等は申請者にて行い原本を所持してください。
- ・附近見取図は引込箇所及び申請地を赤色で明示して下さい。
- ・着工前の写真に既設管は黒色、新設管は赤色で明示して下さい。
- ・上記以外に書類が必要な場合があります、その際は局職員の指示に従って下さい。
- ・市道・府道・国道(26号以外)は、掘削延長が20m以上となる場合、調整部会への諮問、着工承認が必要となります。調整部会用を1部、申請に先立ち提出してください。
- ・国道26号の占用申請書類は、上記一覧表以外のものが必要となる場合があります。申請内容について、大阪国道事務所 南大阪維持出張所にて確認されたものを提出して下さい。

～次項省略～

～前項省略～

6. 給水装置工事^{〔設計変更〕}_{〔取下げ〕} 申込書 (書式3)

～次項省略～

<p>(184頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>5. 道路申請の取直し</p> <p>(1) 給水装置工事 { 設計変更 } { 取下げ } 申込書 書式 3</p> <p>(2) 道路掘削・占用申請の書類一式</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(188頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>5. 道路申請の取直し</p> <p>(1) 道路掘削・占用申請の書類一式</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(185頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>8. 公道敷に布設する給水管の布設延長又は布設位置の変更</p> <p>(1) 給水装置工事 { 設計変更 } { 取下げ } 申込書 書式 3</p> <p>(2) 給水装置工事申込書と設計図 様式第1号・書式4</p> <p>(3) 変更内容別の必要書類</p> <p>第6章 添付書類の作成 4. 道路掘削・占用申請 (※) を参照すること。</p> <p>① 市道・府道・国道 (26号以外) で当初より布設位置を変更する場合は、※印の(1)を参照</p> <p>② 市道・府道・国道 (26号以外) で20m未満から20m以上に変更する場合は、※印の(2)を参照</p> <p>③ 国道26号で布設位置を変更する場合は、※印の(3)を参照</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(189頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>8. 公道敷に布設する給水管の布設延長又は布設位置の変更</p> <p>(1) 給水装置工事 { 設計変更 } { 取下げ } 申込書 書式 3</p> <p>(2) 給水装置工事申込書と設計図 様式第1号・書式4</p> <p>(3) 変更内容別の必要書類</p> <p>第6章 添付書類の作成 4. 道路掘削・占用申請 (※) を参照すること。</p> <p>① 市道・府道・国道 (26号以外) で変更後の掘削延長が20m未満の場合は、※印の(1)を参照</p> <p>② 市道・府道・国道 (26号以外) で変更後の掘削延長が20m以上の場合は、※印の(2)を参照</p> <p>③ 国道26号で布設位置を変更する場合は、※印の(3)を参照</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(187頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 請求・納付・還付等の方法</p> <p>(1) 請求</p> <p>市納付金は、工事の施行承認の際に納入通知書を発行する。納付期日及び振込先 (金融機関) を指定して、施行承認書とあわせ工事申込者宛に送付して請求する。</p> <p>(2) 納付</p> <p>納付義務者は、水道事業管理者の発行した納入通知書により、納付期日までに金融機関へ払い込みをすること。追徴額の請求・納付についても同様とする。</p> <p>(3) 精算</p> <p>精算後の還付額は、工事申込の際に、あらかじめ工事申込者より受領した口座振替依頼書に基づき、指定された口座に水道事業管理者が直接振り込み還付する。</p> <p>4. 請求・納付・還付等の時期</p> <p>(1) 請求</p> <p>当該給水装置工事の施行を承認及び追徴が発生する設計変更を承認した時点とする。</p> <p>(2) 納付</p> <p>水道事業管理者の指定する期日までとする。ただし、その納付期日までに、工事検査の申込を行なう場合においては、当該申込を行う日までとする。</p> <p>(3) 還付</p> <p>過誤納金を確認された時は、口座振替依頼書を受領後すみやかに処理するものとする。また、振込み手続と同時に精算通知書を送付する。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(191頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 請求・納付・還付の方法</p> <p>(1) 請求</p> <p>市納付金は、工事の施行承認の際に納入通知書を発行する。納付期日及び振込先 (金融機関) を指定して、施行承認書とあわせ工事申込者宛に送付して請求する。</p> <p>(2) 納付</p> <p>納付義務者は、納付期日までに金融機関へ払い込みをすること。追徴額の請求・納付についても同様とする。</p> <p>(3) 還付</p> <p>精算後の還付額は、工事申込者より受領した口座振替依頼書に基づき、指定された口座に水道事業管理者が直接振り込み還付する。</p> <p>4. 請求・納付・還付の時期</p> <p>(1) 請求</p> <p>当該給水装置工事の施行を承認及び追徴が発生する設計変更を承認した時点とする。</p> <p>(2) 納付</p> <p>水道事業管理者の指定する期日までとする。ただし、その納付期日までに、工事検査の申込を行なう場合においては、当該申込を行う日までとする。</p> <p>(3) 還付</p> <p>清算後の還付又は過誤納金を確認された時は、口座振替依頼書を受領後すみやかに処理するものとする。また、振込み手続と同時に精算通知書を送付する。</p> <p>～次項省略～</p>

～前項省略～

(4) 既納の加入金の取扱い

臨時栓の設置工事に係る加入金は、当該給水装置の撤去工事の結果に基づき、次に定めるところにより取扱う。

- ① 当該給水装置を設置後1年以内に、配水管から分岐したもののについては配水管の分岐点又は給水主管から分岐したもののについては給水主管の分岐点（以下「分岐点」という。）から撤去したときは、徴収額を還付する。
- ② 水道事業管理者が特に認めた長期使用（1年を超えるもの）の工事用水の給水装置又は正当な理由により適正な手続を経て、使用期間の延長を認められた工事用水の給水装置については、設置後1年以上を経過しても使用期間満了後又は工事完了後に分岐点から撤去し廃止したときは、徴収額を還付する。
- ③ 使用期間満了後又は工事完了後に当該給水装置を分岐点まで撤去することなく、給水枝管（取出し部分）を存置する場合において、その理由が工事施行の中断又は停止によるものは、事後の給水装置工事の工事検査が完了するまで預かるものとする。ただし、その他の理由によるものは、給水装置の撤去工事完了後に還付する。
- ④ 使用期間の満了又は工事の完了にもかかわらず、何らの手続きもせず、そのまま放置し、給水装置の使用条件に違反して使用し、水道事業管理者の改善又は撤去命令に従わないときは、没収する。

～次項省略～

削除

記入例 (書式6)

※還付金が発生する場合に提出すること。

- ・臨時栓の加入金（必須）
- ・設計変更（必要に応じて）
- ・申請の取下げ（必要に応じて）

記入例 (書式 6)

承認番号 -

口座振替依頼書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

(工事申込者) 住 所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ 知ウ

氏 名 (社名) 堺 太 郎

フリガナ

(代表者名)

(支 払 者) 住 所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ 知ウ

氏 名 (社名) 堺 太 郎

フリガナ

(代表者名)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

銀行コード	〇	〇	〇	〇	支店コード	〇	〇	〇
振 込 先	〇〇 銀行			〇〇 支店				
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号	〇〇〇〇			
フリガナ	サカイ タロウ							
口座名義	堺 太 郎							

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。
 ※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

～次項省略～

記入例 (書式6)

※還付金が発生する場合に提出すること。

- ・設計変更（必要に応じて）
- ・申請の取下げ（必要に応じて）

記入例 (書式 6)

承認番号 -

口座振替依頼書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

(工事申込者) 住 所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ 知ウ

氏 名 (社名) 堺 太 郎

フリガナ

(代表者名)

(支 払 者) 住 所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ 知ウ

氏 名 (社名) 堺 太 郎

フリガナ

(代表者名)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

銀行コード	〇	〇	〇	〇	支店コード	〇	〇	〇
振 込 先	〇〇 銀行			〇〇 支店				
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号	〇〇〇〇			
フリガナ	サカイ タロウ							
口座名義	堺 太 郎							

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。
 ※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

～次項省略～

舗装道路本復旧工事施行届及び履行誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※公道及び法定外公共物の掘削工事がある場合に提出すること。
P180 表⑥-3の該当項目の各書類一式も併せて提出すること。

(届出者) (指定給水装置工事事業者)
住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
事業者 〇〇設備
代表者 水道 三郎
主任技術者 給水 五郎
電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

下記の給水装置工事施工に関連する舗装道路掘削後の舗装道路本復旧工事は、下記の施工方法により行うことを届け出ます。
なお、舗装道路本復旧工事は当方が責任をもって施工し、他業者又は他工事にて施工する場合においても、その履行を保証します。

記

工事場所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

工事申込者 堺 太郎

本復旧工事施工方法

- 1 当社が施工 [府許可番号又は市登録番号.....]
2 当社契約舗装工事業者による施工 [業者名 〇〇舗装建設..... 府又は市登録番号 〇〇〇〇.....]
3 他工事 [ガス・下水・開発・その他 (.....)] による施工
4 その他 [.....]
(施工完了予定日 令和 年 月 日)

上記の場所において舗装道路本復旧工事を施行するにあたり、次の各事項について誓約します。

- 1 舗装道路本復旧工事しゅん工までは、当社が責任をもって道路掘削跡の管理をします。万一事故等トラブルが発生した場合は、当事者間にて解決し上下水道局に対して一切迷惑をおかけしません。
2 舗装道路本復旧工事については、道路管理者の指示、関係法規及び各許可条件を厳守して履行します。
3 舗装道路本復旧工事完了後は、施工写真及び関係必要書類を速やかに上下水道局に提出します。
なお、是正の指示を受けた場合は、是正完了後直ちに施工写真を提出します。

～次項省略～

舗装道路本復旧工事施行届及び履行誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※公道及び法定外公共物の掘削工事がある場合に提出すること。
P185 表⑥-3の該当項目の各書類一式も併せて提出すること。

(届出者) (指定給水装置工事事業者)
住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
事業者 〇〇設備
代表者 水道 三郎
主任技術者 給水 五郎
電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

下記の給水装置工事施工に関連する舗装道路掘削後の舗装道路本復旧工事は、下記の施工方法により行うことを届け出ます。
なお、舗装道路本復旧工事は当方が責任をもって施工し、他業者又は他工事にて施工する場合においても、その履行を保証します。

記

工事場所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

工事申込者 堺 太郎

本復旧工事施工方法

- 1 当社が施工 [府許可番号又は市登録番号.....]
2 当社契約舗装工事業者による施工 [業者名 〇〇舗装建設..... 府又は市登録番号 〇〇〇〇.....]
3 他工事 [ガス・下水・開発・その他 (.....)] による施工
4 その他 [.....]
(施工完了予定日 令和 年 月 日)

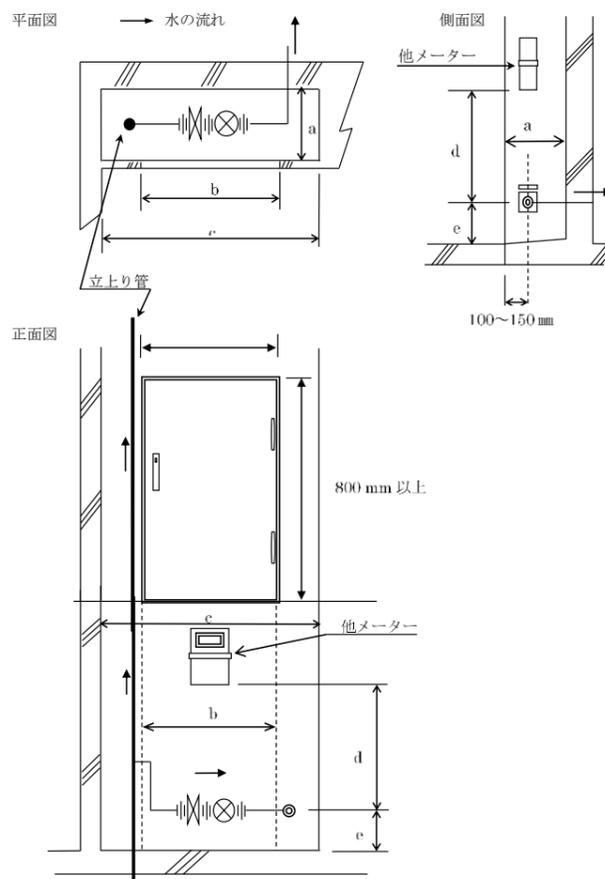
上記の場所において舗装道路本復旧工事を施行するにあたり、次の各事項について誓約します。

- 1 舗装道路本復旧工事しゅん工までは、当社が責任をもって道路掘削跡の管理をします。万一事故等トラブルが発生した場合は、当事者間にて解決し上下水道局に対して一切迷惑をおかけしません。
2 舗装道路本復旧工事については、道路管理者の指示、関係法規及び各許可条件を厳守して履行します。
3 舗装道路本復旧工事完了後は、施工写真及び関係必要書類を速やかに上下水道局に提出します。
なお、是正の指示を受けた場合は、是正完了後直ちに施工写真を提出します。

～次項省略～

パイプシャフト内メーター設置寸法図 (メーター1つ設置用)

Table with 5 columns: a (mm), b (mm), c (mm), d (mm), e (mm). Rows include '記入して下さい' and '標準寸法' with sub-rows for 'メーターユニット配管' and '現場配管'.



～次項省略～

(頁無し)

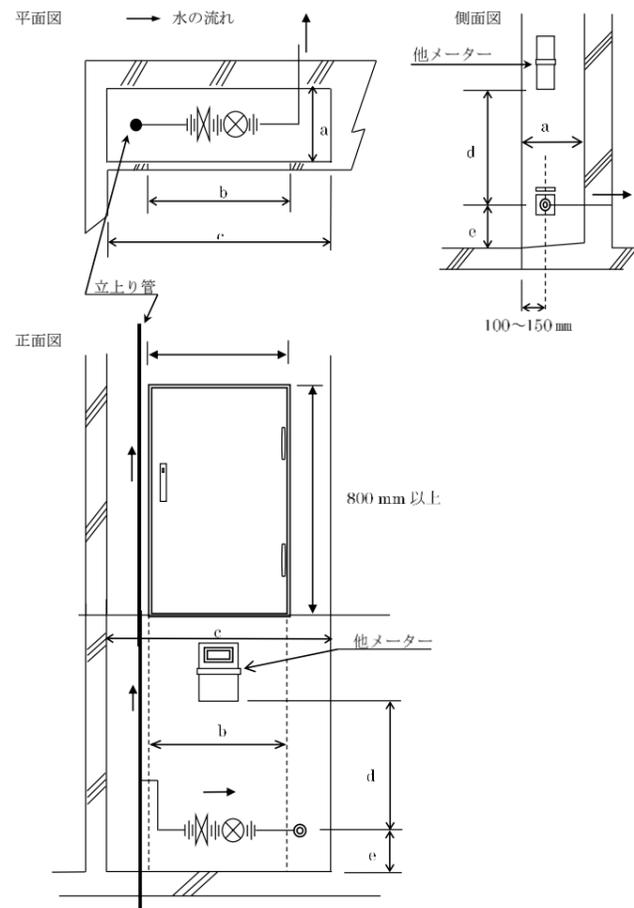
(249頁)

記入例

(書式24)

パイプシャフト内メーター設置寸法図 (メーター1つ設置用)

		a (mm)	b (mm)	c (mm)	d (mm)	e (mm)
記入して下さい →		000	000	000	000	000
標準寸法	メーターユニット配管	200 以上	400 以上	600 以上	300 以上	50 以上
	現場配管	300 以上	570 以上	800 以上	350 以上	150 以上



～次項省略～

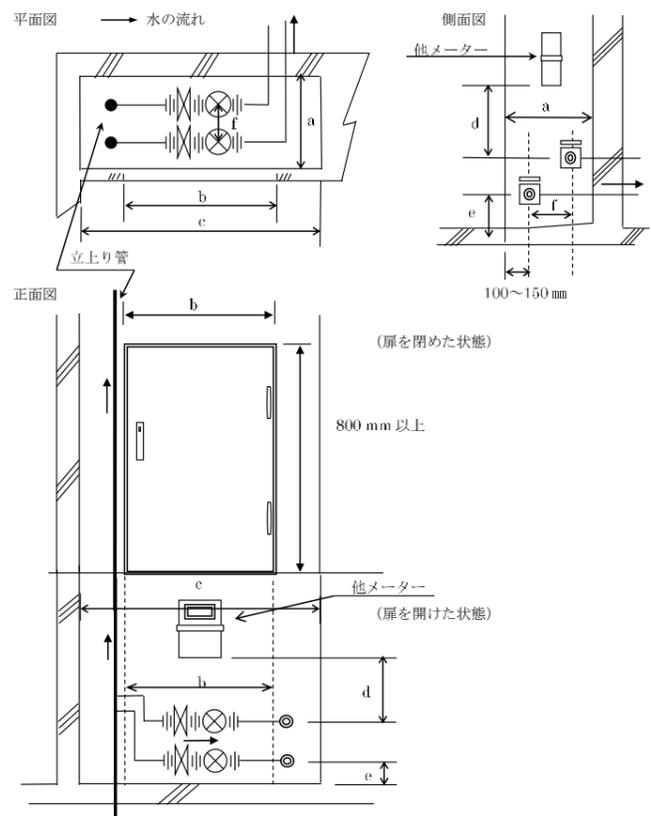
(頁無し)

(250頁)

(書式25)

パイプシャフト内メーター設置寸法図 (メーター2つ設置用)

		a (mm)	b (mm)	c (mm)	d (mm)	e (mm)	f (mm)
記入して下さい →							
標準寸法	メーターユニット配管	350 以上	400 以上	600 以上	300 以上	50 以上	150 以上
	現場配管	400 以上	570 以上	800 以上	350 以上	150 以上	200 以上



～次項省略～

(頁無し)

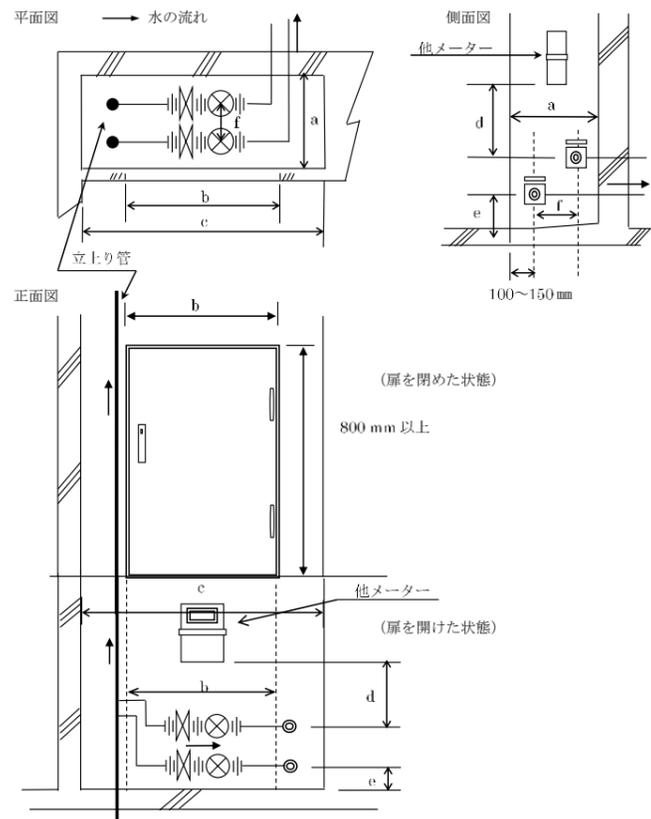
(251頁)

記入例

(書式25)

パイプシャフト内メーター設置寸法図 (メーター2つ設置用)

	a (mm)	b (mm)	c (mm)	d (mm)	e (mm)	f (mm)
記入して下さい →	000	000	000	000	000	000
標準寸法	メーターユニット配管 350以上	400以上	600以上	300以上	50以上	150以上
現場配管	400以上	570以上	800以上	350以上	150以上	200以上



～次項省略～